

新型コロナウイルス対策に 便乗した悪質商法にご注意!

◆問合先 市役所商工振興課 ☎44-3312
香芝市消費生活センター ☎44-3313

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が危惧される中、不安な消費者の心理に付け込んで、個人情報や口座情報を詐取する手口が確認されており、注意が必要です。詐欺の手口を知り、私たちができることを考えます。

これが巧妙な詐欺の手口だ!

事例①

特別定額給付金などを 装った詐欺

「市役所新型コロナウイルス対策本部です。市では、新型コロナウイルスで被害を受けている皆さまに助成金をお配りしています。つきましては銀行に振り込みますので、口座番号を教えてください」という電話がかかってきた。

Point

電話やメールなどで「給付金があるので個人情報や口座情報を教えてほしい」と言われたら、詐欺の疑いがあります。怪しい電話はすぐに切り、メールは無視してください。
市職員や警察、金融機関が暗証番号を尋ねたり、キャッシュカードや通帳を送るように指示することは絶対にありません。決して口座情報や暗証番号などを教えたり、キャッシュカード、通帳、現金を渡したりしてはいけません。

事例②

下水道調査や洗浄を うたう不審電話

自宅に突然、水道業者をかたる者から、「新型コロナウイルスが水道水に混ざっている可能性がある。今からウイルスが混ざっているか調査に行くので、住所を教えてください」と電話があった。もし本当だとしても市の水道局から通知があるはずと考え、自宅の場所は教えずはつきりと断った。

Point

水道水は、各自治体などが国の法令に従い、適切に塩素消毒を実施しており、安全な水が供給されています。「下水道にコロナウイルスが付いているので洗浄した方がよい」「費用は約10万円」などといった不審な電話も発生しています。このような根拠のない話には、絶対に耳を貸さないようにしましょう。

事例③

SNSや広告を使った 悪質なショッピング サイト

「マスクが購入できる」といったサイト紹介の書き込みをSNSで見つけ、アクセスし、マスクを約4,000円で注文した。支払いはクレジットカード決済しか選択肢がなかったため、カード番号を含めた個人情報を入力したが、到着予定日になった現在も届かない。

Point

マスクの品薄が続いている状況に便乗して「マスクが購入できる」といった広告で消費者の関心をひき、悪質な通販サイトへ誘導するという手口です。インターネット通販を利用する際は、SNSの書き込みや広告の内容をうのみにせず、リンク先の通販サイトの住所、電話番号表示や注文手続きに不審な点はないか慎重に確認してください。相手にカード番号を伝えた後に、不審なサイトと分かった場合は早急にクレジットカード会社に連絡しましょう。

活用ください

「消費者庁 新型コロナ 関連消費者向け情報」 公式 LINE アカウント

新型コロナウイルス感染症に関する消費生活関連の情報をより多くのかたへ迅速に発信するために、消費者庁がLINEアカウントを開設しました。友だちに追加すると、最新の情報にアクセスできるようになるほか、消費者庁から定期的に送られる注意喚起メッセージを受け取れるようになります。

◆登録方法

LINE アプリをお手持ちのスマートフォンなどにインストールしたあと、次のいずれかの方法で、「消費者庁 新型コロナ関連消費者向け情報」を「友だち」に登録してください。

①URL

下記のリンクから友だち登録
<https://lin.ee/d57rXBD>

②QRコード

下記のQRコードを読み取り、友だち登録



香芝市消費生活センター からのお願い

消費生活に関するトラブルは、未然に防ぐことが一番ですが、もしも「トラブルに巻き込まれて困った」また「巻き込まれそうで不安、どうしよう」というときには、迅速な対応が不可欠です。迷わず消費生活センターに相談してください。

*新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、当面の間は、電話による相談のみとさせていただきます。来所による相談はお控えください。ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力のほど、よろしくお願い致します。

◆問合先 ☎44-3313



事例④

マスクなど身に覚えのない商品の送り付け

封筒に入った使い捨てマスク30枚が宅配便で届いた。家族も全く心当たりがなく、請求書も入っていない。

Point

政府が一住所当たり二枚ずつ配布する布製マスクは厚生労働省からの通知文と一緒に透明の袋に包んで配布されます。身に覚えのない商品が届いた場合は、以下のように対応しましょう。

【身に覚えのない商品が届いた際の対応の方法】

とにかく、ひとまず落ち着きましょう。

送りつけられる前に、事業者からの電話連絡はありましたか。

はい

いいえ

送付された商品の売買契約の勧誘はありましたか。

いいえ

★売買契約は成立していません。お金を払ってはいけません。事業者に連絡する必要もありません。

はい

上記の売買契約の締結を申し込みましたか。

いいえ

★商品の送付があった日から事業者による引き取りがないまま、14日間*1を経過したときは、商品を自由に処分して構いません。その後の事業者による商品の引き取りに応じる必要もありません。

はい

★商品が届いた場合でも、契約書面を受け取ってから8日以内であれば、クーリング・オフ*2ができます。書面で受け取ってなければ、いつでも可能です。

*2 契約書面を受け取ってから一定期間内であれば無条件で契約の解除ができる制度のこと。

*1 引き取りを請求すればその請求の日から7日間に短縮できますが、事業者電話番号などを知られてしまう可能性もあります。

慌てて事業者に連絡したりせず、使用せずに保管し、14日間経ってから処分しましょう！

消費者庁ウェブサイト
(https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/pdf/200415_1100_representation_cms214_01.pdf) を参考に作成